

もう泣き寝入らはしない

第2回 ものの言えぬ被害者への理不尽

柳原三佳 フリーライター



今年2月、被災者の支援団体が主催した「交通事故被災者への保険金未払いを考える会」で講演をする後藤雅博さん。事故から10年目、自分の体験が少しでも役に立てばと、今も地道な活動を続けている 撮影/中村史郎

週刊ノンフィクション劇場
FACT! FACT!! FACT!!!

交通事故で重傷を負った被害者は、事故直後の現場に立ち会つてものを見うことができない。そうしたハンディを背負うなかで、加害者の嘘、警察や保険会社の理不尽な対応、裁判官の誤った判断によつて、二重、三重に苦しめられる。特に過失割合の問題は深刻だ。もし事実を取り違えられたまま重過失を問われたら、被害者は自賠責保険金すら減額され、生活していくことも困難になるのだ。

後藤雅博さん(44)から筆者に初めて手紙が届いたのは、1997年秋のことだった。

「先日のサンデープロジェクト、たいへん興味深く拝見いたしました。

実は、私自身も交通事故に遭い、重傷を負つてしましました。特に、利き腕の右腕が動かなくなつたのは、私の人生には致命的です。また、当日を含めて約1カ月間の記憶をなくしてしまいました。当然、相手の言い分ばかりが取り上げられ、たいへん難儀しております。でも、私はその路地を通つたことがありません。このまま相手の言い分だけが通るな

らば、それは私の人格を否定されに等しいことです……」

事故発生から4年。友人に代筆を頼んだという手紙には、やり場のない憤りが切々と綴られていた。

この年、私は「こんな自賠責保険ならいらない」という連載記事を本誌で執筆していた。その後、テレビ朝日の「サンデープロジェクト」でも、交通事故被害者たちの過酷な現状を取り上げたのだが、実際に話を聞いてみると、後藤さんのケースも、かなり深刻なものだった。

後藤さんは、97年当時の心境をこう振り返る。

「でも、もしあのままあきらめたら、間違いなく相手の言い分だけがまかり通り、実際は闇に埋もれていたでしよう。今になって、やつとこれまでの自分の行動に手がたえを

感じることができるようになります。この体験が、同じような被害者のために、少しでも役に立てば……」

後藤さんは、7年間におよぶ長い日々を淡々と振り返つた。

事故が起つたのは、93年11月20日、午前8時45分ごろのことだった。その朝、いつものように愛車の大型バイクにまたがつた後藤さん(当時36)は、自宅から3キロほど離れた

場所にある倉庫へと向かっていた。途中、細い路地と銳角に交わる交差点で、2ントラックと衝突。後藤さんは、脳挫傷、右足首開放性骨折、右腕神経叢損傷、鎖骨および肋骨骨折、血肺の重傷を負い、意識不明のまま救急病院へ搬送された。

I.C.U.(集中治療施設)のベッドの上で、抑制帯に縛りつけられたときの一場面が、今もふと脳裏によみがえることがあるという。

「なんでベッドの上にいるんだろう? あれ、体が動かない、縛られているんだ。あれ、右腕も動かない」

そして、長い空白の後、途切れたりつてきてくれたときのことだった。記憶の断片は手術室に飛ぶ。次に残っている記憶は、約1カ月後、弟が病室に小さなクリスマスツリーを持ってきたときのことだった。

「いつごろから正気に戻つたのか、自分でよくわかりません。脳挫傷の影響で、少なくとも1カ月くらいは意識障害を起こし、夢の中にいたようです。ただ、ベッドの上で目を見ましたとき、私は自分が不幸のどん底にいることを知りました」

メージは、相当なものだった。

腕神経叢麻痺というこの障害は、腕の神経が脊髄から抜け落ちてしまふもので、バイク事故の被害者によく見られる特有の症状だ。神経が切断された場合は、切断面を接合すれば回復する見込みもあるが、脊髄から抜け落ちている場合には、処置の

「一審の敗訴判決が出た後は、裁判官のあまりのいい加減さに、愕然としました。もう面倒くさくなつて、いつそのこと死んでしまおうかな、と思ったこともあります」

この事故で、右腕と右足の機能が全廃し、2級の身体障害者となつていた後藤さんは、事故の前に就いていた内装設備工事の仕事をあきらめざるを得なかつた。その後、損害賠償は十分に受けられず、当時の生活は困窮を極めていた。生活保護を受けてはいたものの、控訴して訴訟活動を維持していくのにはぎりぎりの状況だった。

「でも、もしあのままあきらめたら、間違いなく相手の言い分だけがまかり通り、実際は闇に埋もれていたでしよう。今になって、やつとこれまでの自分の行動に手がたえを

進中、トラックは右折中の衝突だ、それは間違いない。トラックの前面にやわらかいへこみがあるだろう? これは明らかに人の体がぶつかった痕跡だ。私はこの結果、自分の主張に確信を持ち、高裁でもう一度頑張ろうという気力を得たのです」

後藤さんはさらにその鑑定を裏付けるため、現場を計測し、自動車メーカーから事故車の図面を取り寄せ裁判官を納得させるための数々の資料を自分で作製した。現状を訴える陳述書も書いて裁判所に提出した。左手だけでパソコンのキーボードを打つため時間がかかつたが、それでもコツコツと作業を続けた。

一方、私はそんな後藤さんの取り組みを間近で見ながら、警察の捜査に大きな疑問を感じていた。これほどどの重傷事故でしながら、なぜ事故から4年もたつて被雪者立ちはいいの実況見分を行わないのか。

そして、98年4月10日号の本誌で後藤さんの事件について取り上げた「その記事が出た直後でした、検察から事情を聴きたいと連絡があつたのです。担当検事は、週刊朝日の記事を見て、警察が慌てて捜査を始めたようだと話していました」

つまり、この時点では時効まであと6ヶ月しか残っていなかつた。しかし後藤さんは、ようやく動きだした警察に、最後の望みをかけていた。

警察と検察のラストスパートは、驚くほどの速さで進んでいた。事情聴取、現場検証、事故車と同型車をつき合わせての再検証、科学捜査研究所による事故鑑定……。警察は事故直後、事故車や現場の写真を一枚も撮っていないかったため、後藤さんも頭を下げた。

その後、さらに事件は急展開する。加害者は当初、起訴事実を否認していたが、科搜研の鑑定書が提出されると同時に、反論を断念。刑事裁判の4回目の法廷で、これまでの主張をすべて撤回し、傍聴席に向かって、「後藤さん、申し訳ありませんでした」と頭を下げる。そして99年12月、検察の求刑どおり「禁固8ヶ月、執行猶予3年」の有罪判決が確定した。

一方、同時進行していた東京高裁判の民事裁判は、加害者が全面的に罪を認めたことを受け、一審判決を撤回。判決文の中では、後藤さんが花畠街道を直進していたと認定し、

鑑定書提出。加害者はついに頭を下げた

陳述書も書いて裁判所に提出した。左手だけでパソコンのキーボードを打つため時間がかかったが、それでもコツコツと作業を続けた。

一方、私はそんな後藤さんの取り組みを間近で見ながら、警察の捜査に大きな疑問を感じていた。これほど重傷事故でありながら、なぜ事故から4年もたつて被害者立ち会いの実況見分を行わないのか。

そして、98年4月10日号の本誌で後藤さんの事件について取り上げた「その記事が出た直後でした、検察から事情を聴きたいと連絡があつたのです。担当検事は、週刊朝日の記事を見て、警察が慌てて捜査を始めたようだと話していました」

つまり、この時点では時効まであと6カ月しか残っていなかつた。しかし後藤さんは、ようやく動きだした警察に、最後の望みをかけていた。

警察と検察のラストスパートは、驚くほどの速さで進んでいた。事情聴取、現場検証、事故車と同型車をつき合わせての再検証、科学捜査研究所による事故鑑定……。警察は事故直後、事故車や現場の写真を一枚も撮っていないかったため、後藤さんも頭を下げた。

その後、さらに事件は急展開する。加害者は当初、起訴事実を否認していたが、科捜研の鑑定書が提出されると同時に、反論を断念。刑事裁判の4回目の法廷で、これまでの主張をすべて撤回し、傍聴席に向かって、「後藤さん、申し訳ありませんでした」と頭を下げた。

そして99年12月、検察の求刑どおり「禁固8カ月、執行猶予3年」の有罪判決が確定した。

一方、同時進行していた東京高裁判の民事裁判は、加害者が全面的に罪を認めたことを受け、一審判決を撤回。判決文の中では、後藤さんが花畠街道を直進していたと認定し、

の兄弟が入手していた写真が鑑定の決め手になつた。「いたいこの4年半、警察は何をしていたんだ」という憤りも感じたが、それよりも後藤さんは、真実究明に一步ずつ近づいていることがなにより嬉しかつた。その年の11月18日、加害者は業者上過失傷害罪で起訴された。起訴状には、後藤さんが花畠街道を直進していたと明記されていた。時効のわずか2日前のことだつた。

には謝罪し、賠償金を全額支払ってきましたが、当時の苦しみを思うととても許せる心境にはなれません」

後藤さんは3年前、「自賠責全国被害者の会」を立ち上げた。理不尽な過失割合の押しつけに苦しむ被害者の支援活動を、自分にできる範囲で行つて行きたいと思つたからだ。

つい先日も、身寄りのない60代の被害者から連絡を受け、病院に見舞つた。話を聞いてみると、なぜか意識不明の間に自分の供述調書ができるがあつており、保険会社から一方的な過失を問われているのだという。

後藤さんは訴える。

「今の世の中には、『適正な事故処理』というベルトコンベヤーから落ちた被害者を救済する道がないんですね。自分がそこから落ちている、あるいは落とされていることに気づかない人も相当いるでしょう。まずは被害者側が十分な知識を持つことが必要ですが、じゃあ、いったいどうすればいいのかというと、今のところ私にもその方法はわかりません。ただ、警察には、現場に立ち会えない被害者の代わりにしっかり捜査をして記録を残してもらいたい。でなければ、いざというとき、被害者が闘うる材料は何もないのです」(つづく)

●自賠責全国被害者の会 gomaccyo@adachi.ne.jp
<http://www.adachi.ne.jp/users/gomaccyo/>